

会費規定（仮）

第1条（年会費）

年会費は、会員種別に応じて次の通りとする。

- 1 正会員：年 3,000円（但し、自衛隊員は1,000円とする）
- 2 賛助会員：年 10,000円
- 3 法人会員：年 20,000円
- 4 青少年会員：年 1,000円

第2条（入会金）

本会は入会金を設けない。

第3条（会費納入時期）

年会費の納入は、年1回とし、毎年度が始まってから30日以内に全額を納入しなければならない。

2. 新規入会者が期中に入会する場合の初年度の年会費はその入会月に応じて、別表1のとおりとする。但し、別表1（ハ）に該当する場合は、入会時に翌年度の年会費の全額を納入するものとし、その納入を以て、入会の意思表示があったものとみなす。

第4条（会費の返還）

会員が納めた会費は、年度途中の退会や除名などの場合も、理由の如何を問わず返還されない。

第5条（退会とみなす会費未納期間）

会則第12条4項の相当期間を3年間とする。

（別表1）

（イ）	4月～9月	全額
（ロ）	10月～12月	半額
（ハ）	1月～3月	0円（但し、次年度会費全額を納入）

報酬規程

第1条（理事報酬）

本会は、理事報酬を設けない

第2条（監事報酬）

本会は、監事報酬を設けない